

近衛政家の台頭

石原比伊呂

Rise of Konoe Masaie

The tide flowing around the five Sekke changed from the Nijo family era to the Konoe family era during the Muromachi period to the Sengoku period. Moreover I'm sure that interesection between these two period was Konoe Masaie examined the process and factors through writing, becoming a leading figure in the Imperial Court and shogunate society.

はじめに

筆者は、これまで一四世紀末～一五世紀における五摂家の実態や、二条家の凋落^②について整理してきた。この時期の摂関家に関して特記すべき事象は、これ以降、近衛家が公武政治のキーパーソン化していくということである^③。そして、そのような近衛家のあり方、戦国期における近衛家の繁栄については、湯川敏治氏の労作が金字塔として存在している^④。しかし、湯川氏の業績にも不足点がないわけではない。それは湯川氏による一連の検討が尚通期を起点としており、政家期への言及が不十分であるという点である。私見では、五摂家をめぐる潮流が変わり、摂関家の主役の座が二条家から近衛家へと移動した潮目は、尚通の父親にあたる近衛政家の代であろうかと思う。そして、その政家は『後法興院記』という、貴重な検討素材を残しているのである。

本稿は政家の時代こそ近衛家台頭の画期であるとの想定のもと、近衛政家が公武社会で重きをなすようになっていく過程や要因を探っていこうと思う。

一、近衛政家の人脈

結論を先取りすると、近衛政家台頭の最大の要因は、多くの実力者を味方につけたことにあるかと思う。ある意味、非歴史的な要素であるが、「多くの実力者」に時代相が反映されていると考えられるので、その実相を考証していきたい。

1. 近衛政治家の故実知識

近衛政治家は摂関家の近衛家当主であった以上、最上級廷臣として公家社会を指導する立場にあった。そのような政治家にとって必要不可欠であったのは、いうまでもなく、先例故実上の知識である。先例故実の知識という面で、政治家は他の諸公卿から、どのように見られていたのだろうか。

勅撰御百首巻物、今日付頭弁被奏覽、御端作御料紙以下以後深心院殿旧本被用本様、但今度自仙洞依被仰出御端作応製臣上也、巻物上以同紙一枚為礼紙、ヲナシ紙ホソサ五分ハカリニタチテ、ソノ上ヲ書状ナトノ様ニ被封之、其上ニ有封字、又同紙二枚ニテヨコサマニ被裹之、載柳篁以水引一筋被結付、先例雖被添御書内々今度以使者被遣了、封様巨細不見御記、今度被仰合広橋中納言、彼卿封字所ニ名字上一字書之云々、雖然後深心院殿御記被載封字由有御所見間如此、政為朝臣ニ御談合之処、当家不封、二条家流申如此由⁵⁾。

ここで政治家は「勅撰御百首巻物」の「封様」について、「後深心院殿御記」（『後深心院記』、近衛道嗣の日記）によりながら自家説を展開しているのであるが、「当家」と「二条家流」が対照されている点が注目される（傍線部）。近衛家流故実ともいべき先例知識の存在が明らかになる。この近衛家流故実に関連して、次の史料を掲げる。

兵部卿来、今日雖為余衰日節会明日也、今日可令習礼間、可授説由頻懇望間授之、ヲソネリ半足チカへ也、靴ノ

ハナヲソラス也、踏定時又片足ヲススム、其時靴ニテ地ヲスル也、右足ヨリ練始テ左足ニテ練トトム、練間三息也、笏持様如例、笏ノ上カトヲミル、聊ソル也、是禪閣御諷諫分当家流也、後深心院殿御説被授申鹿苑院、々々々被返説於後普賢寺殿、其後禪閣御伝授也、

節会の作法について「兵部卿」（松木宗綱）が「懇望」したので政家が授説したという内容であるが（傍線部）、その際に授説したのは、「後深心院殿」（道嗣）が義満に伝授し、義満から「後普賢寺殿」（忠嗣）に「返説」された近衛家の家説（「当家流」）であった（波線部）。それを政家は「禪閣」（近衛房嗣）から「御諷諫」されているのであり、近衛流故実の正当的継承者であった。その時点で当時の廷臣社会において一目置かれるわけであるが、政家はさらに貪欲であった。政家本人の手による『後法興院記』の文明一五年（一四八三）三月二二日と二三日条を見よう。

座次事一昨日清三位宗賢卿、左大史雅久等ニ可勘進先例由仰遣了、重可令注進之由申之、今日又以書状等申二条太閤処、有客来事、従是可有返答云々、（二二日条）

自太閤昨日之返報到来、云当職任日、云一座宣下、旁以上首段不可有余儀由被注送、（二三日条）

政家が鷹司政平との座次争いにおいて二条持基に相談したという史料である。政家は周囲からの知識吸収にも熱心だったようだ。結果、政家は同時代における故実の大家としての定評を得るようになった。次に掲げるのは『後

法興院記』の明応九年（一五〇〇）一〇月七日条である。

従関白有書状、踐祚記録次第等可借給云々、今度之儀無讓位崩御不可有其例、雖非御父子儀、仁治例聊相似歟之間、件記借遣之、又劍璽渡御儀次第所見大切之由被命問、寛元記一〇相副之、

後土御門天皇は讓位しないまま一生を終えるという、中世としては異例の崩御の仕方をした。それゆえ、故実家としての名声を集めていた関白（一条冬良）にとつても先例を探すのが困難で、近衛政家を頼ることとなった。そこで政家は「仁治例」に関する記録を貸与した。また、冬良は特に「劍璽渡御」を気にしており、それについても政家は「寛元記」を貸与した。晩年には一条冬良ほどの故実家からも一目置かれる存在になっていたのである。

そして、政家は、優れた先例故実上の知識を自己優位に運用していくしたたかさも持ち合わせていた。参照とするのは、『実隆公記』明応六年正月一九日条である。当史料に「抑太閤准后宣下珍重候、就其叙位除目両准后給尻付無混乱之様可為如何躰候哉」とあるように、この日までに実隆は政家への書状をしたためた。政家が准后宣下を受けたことを受け、実隆は同じく准后だった九条政基との尻付（大間書などの注記）の混乱を避けるための方策について相談をしたのである。それに対する政家の返答は、「尻付事現任之外不可有准后字候歟、両准后相並事不可有先規候、光明峯寺禪閣被聽准后之時猪隈関白先上表儀候、慈照院贈相国准后以前故入道上辞表候、将又応安三年記無所見候」というもので、①尻付は現任のみであり、②現任で准后が並立したことはない、現任の准后である自分にだけ「准后」を用いれば済むとしている。

②に関する政家の論拠は、「光明峯寺禪閣」（九条道家）が准后になったときには「猪隈関白」（近衛家実）が辞

表を提出しているし、「慈照院贈相国准后」（義政）のときもそれまでに「故入道」（二条持通）は上表していた、というものであったが、それは周囲を納得させるものではなかったらしい。実隆は町広光から「抑准后相並候例不審事候、さては相国へ被尋申候ける、永徳度後普光園辞退之儀不得所見候、今度九条辞状之事不及沙汰候歟、陽明辺より内々被申請旨も候ハさりけるやらん、其まては思寄も候ハしと存候」との書状を受け取った。政家と実隆の相談結果について町広光は実隆に疑問を呈している。形式上は実隆の質問に広光が答えているが、内容的に政家の意見への反論となっており、そこには③二条良基の先例がよくわからない。④そもそも九条政基は上表しておらず、近衛家の働きかけがあつてそうなるとすればそういうこともあるのかもしれないが、今のところその気配はない、と記されている。

要するには、「現任の准后である自分にだけ「准后」を用いれば済む」という政家の論理が成り立たないというのである。政家は自分に都合の良い先例を提示し、牽強付会な論理を展開していたのである。

このように、近衛政家の先例運用には恣意的で強引な面もあったことを忘れてはならないが、全体として、政家は当時の公家にとって最重要教養である先例故実を十全に身につけていたと評価して良いだろう。

そのような政家に対しては、後土御門天皇も強い信頼感を抱いていたようだ。後土御門による諸家への勅問について考えていこう。

御名字猶未定、令治定者可進勘文之由、菅中納言被申、重勅問、及晩頭御返事到来、勸修寺大納言申送云、歡樂之間、直可奏聞云々、予持参、申詞如昨日之由各被申之、勅問人数、禪閣、太閤、九条前閔白、閔白、西園寺前内大臣、

右は文明一二年に、後の後柏原天皇の名前（勝仁）について後土御門が勅問したときの記事である。このときの勅問相手は「禪閣」（一条兼良）、「太閤」（二条持通）、「九条前関白」（政基）、「関白」（近衛政家）と西園寺実遠であった。当時の朝廷政務とは、重要な政治的案件が発生すれば天皇が上級廷臣に勅問するというありかたであったといえる。

上級廷臣の主要メンバーは、当然のことながら、五摂家各当主など摂関家の面々であったが、そのなかでも重要度に偏差があった。勅問の客体が決定される過程については、次の史料が示唆に富む。

昨日参上本望存候、兼又就禁中喰入穢事、可被尋^{可然候}兩局候、白紙内々^{御案不到來候}状可為此分候哉、兼俱^{加一}卿注進折紙進^{了返進候}上之、高覽之後可被返下候、兩局注進之後、勅問人数^{勅問人数被注石之外、被加大中納言可被何申候者可然}、太閤、九条前関白、近衛前関白、関白、前左府、左府、前内府、内府等可然候歟、鷹司前関白同可尋申候歟、此外大中納言少々可加歟、太閤已下尤雖可参申事候、内々^{難不被申不可苦候歟}以書状可申入之条可為如何候哉、殊九条殿遠遠候間、参入難治候、賢房謹言、

四月十四日

賢房上

右は万里小路賢房から甘露寺親長への書状に親長の返弁を付けたものである。禁中穢について勅問があり、賢房は誰に勅問するか、候補を網羅的に挙げてを親長へと相談をもちかけた。ここで賢房は、「勅問人数、太閤、九条前関白、近衛前関白、関白、前左府、左府、前内府、内府等」をリストアップした上で、「鷹司政平にも勅問すべきだろうか」（点線部）⁹、「九条政基は在国中ゆえ返答は困難だろう」（傍線部）などとしている。五摂家当主全ての

当主に勅問するには困難な現実があったということである。

勅問については、いつもじつくりと諸家の返答を待つていられるとは限らなかつた。例えば、明応五年、すでに省略された正月三節会のうちの元日節会や白馬節会と同様に、一六日の踏歌節会も中止にするかどうかについて、一〇日になって勅問されることとなつた。その際には、「急事」ということで、近衛政家、一条冬良、花山院政長、甘露寺親長、勧修寺教秀が勅問相手とされた。¹⁰ 緊急性の高いときは五撰家の中でも即戦力にのみ勅問が諮られたのである。そこに名前があるように、「急事」においても近衛政家は勅問相手の常連であつた。事例を掲げておこう。

右少弁尚顕送使、春日祭上卿事、方々被仰之処、各故障、仍其子細被仰南都之処、学侶等事書寺門申状等、上卿無参向者不可叶、所詮故障人々注給、一段可致訴訟云々、仍被尋申近衛准后¹¹政家、相国^{一条關白}、仍予同可尋之由有仰云々、¹¹

春日祭上卿を諸公卿が忌避したことにより南都とトラブルが発生した。その際、後土御門天皇は近衛政家と一条冬良から意見を徴するよう指示を出した。後土御門が、まず頼りにしたのは冬良と政家であつた。

政家は、永正二年（一五〇五）に死去したが、その二年前の事例を見ておこう。

抑藏人右少弁伊長来、明年甲子可被行仗議、改元事、代始、即位以前両度之儀無先規之由両局勘申之、雖行被仗議、於改元者可被延引哉、将仗議、改元共以可有延引哉、又於改元者雖何度不可有憚哉之間事、可計申之由也、所謂勅問人数、太閤 一条前関白 関白 前左府 下官 帥等也云々、¹²

甲子の仗議の開催の可否について諮問があった。諮問先として近衛政家、一条冬良、九条尚経、近衛尚通、実隆、町広光などの名前が挙がっている。政家は晩年に至るまで勅問の常連であった。近衛政家は後土御門天皇や後柏原天皇からも政治的力量を高く評価されていたのである。

政家は先例故実という公家政治において伝統的に必要とされる技量に優れており、その部分での個人的力量がその後の近衛家台頭の大前提であったといえるだろう。

2. 近衛政家と武家

さて、天皇家を含む公家社会において信頼を勝ち得た近衛政家であったが、それでは武家とはどのような関係を構築していたのだろうか。まず、將軍家との関係について見ていく。

他の五摂家当主と違って、政家は在国することがなかったので、必然的に、京都において將軍家との関係を深めていくこととなった。典型的な事例を掲げよう。

今日室町殿年始参賀、毎年式日也（略）今日参賀人々、二条前殿、殿下、久我前右府、西園寺前内府、内府、中院大納言、徳大寺大納言、花山院大納言、菅原在数、以上先朝衣狩衣衆御対面、次直垂衆、源大納言、園前黄門、余、日野中納言、西川前宰相、雅国、時顕、公夏等朝臣、源富仲、菅原和長、定基朝臣等也、九条前殿至今日依産穢、明日可有御参云々、一条殿鷹司殿無御参之条不審、乱後依窮廻各不参、無人以外也、撰家清華乱前悉乘车

也、今悉板輿也、不可説之為体、末世至極、無力者哉¹³。

武家参賀に「九条前殿」（政基）は触穢により、一条家と鷹司家はおそらく困窮により不参するなか（破線部）、二条持通とともに近衛政家が参上している（傍線部）。

在京しているからこそ、政家は武家参賀を欠かさずに済んだ。さらに、それ以外にも在京していることの利点があった。それは足利將軍家からの諮問に預かる機会が増えるということである。それは撰閥家家格で行動するための適切な知識を必要とする足利將軍家にとっても、それによって將軍家からの厚情を期待できることとなる近衛家にとっても益するところがあった。

基本的に青年期より近衛政家の昇進は義政のバックアップによって確実化されていた。例えば、応仁元年（一四六七）に政家は大納言に任じられたが、それに際し政家の父である近衛房嗣は事前に武家伝奏の広橋綱光を通じて義政の執奏を依頼し、「放つてはおかない。奏聞する」との返答を得ていた。¹⁴

政家は早い時期から足利義政に接近しており、子息尚通の昇進についても積極的に將軍家からの信頼を活用している。長享元年（一四八七）、右大将人事において近衛亜相（尚通）と菊第大納言（今出川公興）が競望するといふことがあった。『十輪院内府記』の長享元年二月九日条を掲げよう。

九条前内府政忠公被補関白、詔書上卿海住山大納言、奉行宣秀云々、装束等少々借遣之、幕下事、近衛亜相与菊第大納言相論有之、近者下臈、菊者上首也、然而自東山殿御執奏也、菊又自伏見宮被申之、久我交申、頗難治被□為之如何々々、

公興は上首で伏見宮家からの執奏があつたが、尚通は下臈ながら義政の執奏があつた。このときの右大将競望については、次のような史料もある。

自安禪寺殿御音信、彼問事、当時天氣就大将相論事不快也、可待申時節之由、自女院御状被許披見了、¹⁵

公興と尚通が官位を争っているという事態そのものに対して後土御門天皇は「不快」の念を抱いており、尚通（及び家長である政家）に対して「時節を待て」との内意を示していたのである。それでも、結果として右大将に就任することができたのは尚通であつた。¹⁶ 義政による武家執奏は後土御門天皇の内意を超える影響力があり、近衛家は、そのような武家執奏の潤沢な恩恵に預かつていた。

そして、その背景にあつたのが、故実面での協力であつたと思われる。右大将人事のあつた前年、義尚の任右大將拜賀が催されたが、¹⁷ その際、政家は足利家歴代の先例を武家昵近衆の高倉永継に教示している。¹⁸ このような貢献の蓄積の反対給付として、近衛家への武家執奏が繰り返されたのであろう。近衛政家は將軍家からの協力を得られるような関係作りに成功していた。

しかし、將軍家からの信頼を頼りにするということは、それだけ將軍家への依存度を高めるということであり、將軍家と一蓮托生になる危険性を孕むということでもある。かつて拙稿で指摘したように、二条家はその陥穽に嵌まり込んだ。¹⁹ 近衛政家が優れていたところは、二条家と違い、足利將軍家に依存しすぎなかつたところにある。

政家は、他の公家衆の例に漏れず、明応の政変で將軍が交代すると、あたかも何もなかつたかのように新將軍義

澄のもとへと参賀を繰り返すようになる。²⁰ 義材期の武家参賀と義澄への参賀とで、最も大きな相違は、参賀を受ける將軍の居所である。

今日参賀室町殿式日也、相伴右大弁宰相出京、於戸部旅所、改衣裳、人々多自此所相伴、依咫尺也、已許刻参集將軍御亭（左馬頭源義高御在所、細川右京大夫政元宿所）、御対面遅々、及申斜、先東衆、次西衆、任例主人武家之折烏帽子御スワウ袴也、近年如此、

右は『宣胤卿記』の文亀二年（一五〇二）正月一〇日条で、式日により義澄（義高）への室町殿参賀が行われている。注目すべきは將軍御亭が「細川右京大夫政元宿所」であったことである（傍線部）。義澄への参賀は、擁立者たる細川政元への挨拶に等しかった。政家と細川家の関係については、次のような史料がある。

未刻向成伝坊、禪閣、少将、小童、聖門、実門等令同道、盃酌数巡有一統興、次有鞞興、細川治部少輔、一色七郎、本郷与三郎等来会、入夜及大飲、禪閣、小童亥刻還御、余丑刻許帰宅。²¹

政家が父親の房嗣など近衛一家で遊興にふけていたことを示す史料であるが、その場には「細川治部少輔、一色七郎、本郷与三」などが臨席していた。このうちの「細川治部少輔」については細川政誠のことであろうかと思われる。この人物は將軍近臣であつて細川家嫡流ではないので、位置づけが難しいところであるが、ともあれ、政家が比較的早い段階から細川一門なり、それに類する存在なりとの交流を持っていた可能性を示唆する。

そのようなこともあってか、政家は細川政元ともかなり親密な関係にあった。

細河京兆參聖門云々、仍右府可來之由被命間俄被罷向、戍刻許右府歸宅、聖門并附弟興譽親王等被來、各乘馬也、⁽²⁰⁾

義材將軍期の明德三年（一四九一）のこと、政家の継子である近衛尚通は、細川政元が聖護院を訪ねたとき急遽呼び出され駆けつけている。このときの聖護院門跡は政家の弟である道興であるので、呼び出した主体は道興なのかもしれないが、全体の構図としては「細川政元に呼び出され、それに駆けつける近衛家」というものである。近衛家が京兆家に迎合しているようにも見える実態が浮かび上がってこよう。京兆家と近衛家の関係を象徴的に示すのは、次の史料である。

伝聞、九条前関白息^{三歳}為細河京兆猶子、昨日迎取云々、此事京兆可企諸国巡礼間定相続之仁躰云々、万一実子有出生之儀者、彼若公成出家可讓老母山庄之由約諾云々、前代未聞事也、不可説々々々、就此儀以内者去月末自彼方有申送旨、余不許容、自九条有競望云々、⁽²¹⁾

細川政元が九条家から養子をとったことは著名な事実であるが、当初政元から打診があったのは近衛家だったらしい（傍線部）。政家がそれを拒絶したことで九条家にお鉢が回ったということのようだが（波線部）、ともあれ、これらの諸事例からわかるのは、武家政権の実権が將軍家から京兆家に移ったことを受け、その変化に即応した近

衛政家の政治力である。

近衛家は、足利將軍家とも細川京兆家とも、自家への庇護が期待できる関係を作り上げており、政家は、他の公家、天皇家、將軍家、京兆家と、全方位外交ともいえる友好関係を構築していたのである。

二、近衛家の経済力

前章では、近衛政家が構築した人的ネットワークについて考察したが、本章では近衛家台頭の、より基層的な要因について検討していきたい。

1. 近衛政家の政治的立場の向上と経済力

ごく単純な話であるが、近衛家は他の摂家に比べて、まだ経済状況が維持されており、それが近衛家と他の摂家との明暗を分けたように思う。政家の昇進を見て行くと、その経済力が浮かび上がってくる。

文明一〇年、近衛政家と鷹司政平が関白人事をめぐる競争するということがあった。²⁴ その際、甘露寺親長は次のように書き残した。

有勅問事、可參之由、民部卿示送、即參内、勸修寺大納言同祇候、子參已前已被尋仰勸修寺云々、其子細民部卿示云、右府被申云、博陸後闕之時、可預御沙汰、左府為上首、雖然庶嫡之儀為隔別、殊於彼家門者、有令超越之例、

致拝賀従公事了、於左府者、不及一度之奏慶由被申、可計申云々、予尋勸修寺所存、申云、博陸後闕事、誠就庶嫡可有子細、拝趨又有淺深、可有御沙汰之条、不可有子細、宜在時宜之由申入云々、予申云、於庶嫡事者、於于今者被立申所存之事、不叶愚意、於彼両家、已十代許相別了、諸家近代無庶嫡之差別昇進事有御免、於此一段者、号嫡流有昇進者、為後人無益、於左府者度々昇進、于今未拝賀、於右府者已有拝賀、被勤除目執筆了、為奉公之勞被優賞彼勞者、後人忿拝賀為可出仕之基、くれくれ庶嫡事不可及御沙汰之由申入了、²⁵⁾

傍線及び点線を引いたのは政家の主張を引用した箇所であるが、そこには「近衛が嫡流で鷹司は庶流だ（破線部）。政平は一度も拝賀を遂げていないが、私は拝賀して公事に従事してきたので、功劳が違う（傍線部）」と記されている。適切に拝賀を経ってきた経験が前面に押し出されており、我こそが撰関適任であるという政家の自負が伝わってくる。すでに桃崎有一郎氏が詳らかにしたところであるが、拝賀には多大な経済負担が伴った。²⁶⁾ 拝賀できるということは、そのための費用を支弁する能力があるということである。

ところで政家は、自らの准后宣下に強い意欲を持っていた。²⁷⁾ 晴れて准后宣下を受けることとなったときの様子を確認してみよう。

准后宣下事相尋奉行職事処、自伝奏申送分可為消息歟之由相存候間不下知云々、言語道断次第也、此趣申遣伝奏、踏歌節会次宣下事可申付由仰遣了、²⁸⁾

准后宣下を直前に控えた政家は、その進捗状況を奉行職事に問い合わせた。そうしたところ「伝奏から儀礼を伴わない消息宣下で行うよう申し送りがあったので、特に準備はしておりません」との返答があった。当時の公家社会においては、全体として窮乏化が著しく、費用を極限まで抑えた最略儀が横行していた。それに対して政家は「言語道断の次第である」として、正式な宣下を行うよう指示を出した。近衛家には最略儀を避けうるだけの経済力があつたということである。³⁰そして実際に政家は准后宣下において、諸司公人の申し出通りに二三〇疋を下行したり、³⁰中山宣親には上卿勤仕の対価として樽代名目で二〇〇疋を遣わしている。³¹

近衛家は、主要人物が在国を余儀なくされた他の摂家と違い、相応の経済的余裕があり、その経済力を背景に種々のネットワークを構築していった。その具体相を後土御門天皇との関係性からみてみよう。

後土御門天皇は、文芸にも積極的な姿勢を示す天皇で、³²月次の和歌御会を開催していたが、³³政家はその月次御会に毎月のように参加する常連メンバーであつた。³⁴そして政家は、単に参加回数が多いというだけでなく、その開催に中心的な役割を果たしていた。具体的には、頭役をつとめて費用負担することが非常に多かったのである。³⁵しかも、この費用負担は、後土御門から押しつけられているというよりも、月次御会の恒例開催を維持するために、政家自ら買って出るといった性質のものであつた。

今日御和漢御会也、去年両三度御沙汰以後退転、自今月可御月次之由、関白右府等頻被申之故也、今日殿下³⁶一献申御沙汰、発句事可為御製之由、再三雖被辞申、一向可為巡役之由被仰云々、

月次御会は右掲史料の前年、すなわち文明一二年より退転傾向にあつた。応仁の乱の余波を受け、天皇家には月

次御会を安定開催するだけの経済力を失っていた。その復興を主導したのが、政家と西園寺実遠（「右府」）であった（傍線部）。退転していた月次御会を再興すべく、政家は自ら一献申沙汰（＝費用負担）を申し出たのである。こうやって一度は復興した月次御会であったが、後土御門は、なお継続的開催に二の足を踏んでいた。

被下女房奉書、御月次事、当年中先可被停止之由、先度雖被仰下、関白類被申請之間、来十一日可有御沙汰、如已前可申沙汰云々、何様可申沙汰、但於已後者、申沙汰事可有御免、其故者、所役殿上人等毎度及辞退、申難治之由申畢、重仰云、雖令他人奉行、可為同事、必可申沙汰、無謂之由有仰、御会事相触了。³⁷

政家と西園寺実遠が中心となって再興された月次御会であるが、その二ヶ月後の文明一三年九月には、再び開催が怪しくなった。後土御門天皇が「今年中はさしあたり停止しよう」との意向だったからである（傍線部）。それに対し政家（「関白」）は申沙汰を自ら引き受けることで、会の続行を後土御門に決断させた（波線部）。また、次回以降の申沙汰を辞退しようとする政家に対して、後土御門天皇は「お前がやらないと、誰もやらないから、ずっとお前がやるように」との言葉を下した（点線部）。月次御会の開催の可否は政家にかかっていたのである。

政家は、この他に月次御会に限らず、経済力を背景に、後土御門天皇に対して種々の奉仕を繰り返した。具体的な事例を掲げよう。

朝間依召参内、仰云、去月前関白以下、花比一献可申沙汰之由、内々被申、雖然御差合連続之間、被打置了、若今可有申沙汰歟、自予私内々可尋之、然者可有手猿楽、得其意可申、可為十六七日比之由、可申云々、即参近衛

前関白対面、伝仰之趣了、必可申沙汰、御人数事談合右府可申之由返答、即御返事之趣奏之、³⁰⁾

長享元年の春、政家は後土御門に桜の季節の「一献可申沙汰」を提案した。それは「差合連続」により「打置」かれてしまったが（傍線部）、一段落したタイミングで後土御門の方から政家に対して「今更で申し訳ないが手猿楽はどうだろうか」と逆オファーが提示され（波線部）、当然、政家は快諾する。政家は自らの費用負担により禁裏猿楽も張行したのである。

近衛政家と天皇家の関係を象徴するものに月次御会があるが、その基盤も近衛家が維持していた経済力だったのである。政家が廟堂における発言力を増大させていった背景には、近衛家の経済力があつたといえるだろう。

2. 近衛家の経済基盤

前節では近衛政家台頭の背景に、近衛家の経済力があつたことを述べた。それでは、なぜ近衛家は経済力を維持できていたのだろうか。当然、まず検討すべきなのは所領についてである。時代の趨勢に漏れず、近衛家も所領の維持に苦慮していた。

応仁二年、「伊勢・近江・山城の本所領の半済を足利義視の料所とする」との決定が近衛家に通達された。それを受けて、政家は当時の近衛家家君であつた房嗣と相談を重ねた。

入夜参平等院并観音、次参殿御方、三ヶ国^{伊勢近江}之内寺社本所領半済、悉可被定今出川殿之料所之由今日自藤中納

言許告申、家門領事相談、内府可申祓敷、但過分一献等可有御秘計之由申之、此子細等有御談合、

協議の結果、「日野勝光に働きかければ、どうにか善処してもらえないか」ということになったのだが(傍線部)、この根回しが奏功する。

卯刻許參殿御方、是日殿有御上洛、宮田庄御安堵兼折紙於武家千疋也并当国近江家門領半濟事可有免除分也、日野内府依申沙汰也、此子細見去月廿日之記、彼是為御礼有御參、御上洛之路次北白河也、自淨土寺可進兵士云々、⁽⁴⁾

前掲史料から二週間ばかり後、宇治に在国してた近衛房嗣が半濟免除の御礼に上洛したことがわかる。同時に、半濟免除とともに宮田庄安堵も得ているが、これ関して千疋の礼銭が「武家」に支払われている。日野勝光を介した武家との交渉により、近衛家所領の危機は克服されたのである。

しかし、このような折衝がものを言ったのも、明応の政変までである。政変以降は交渉相手が、公家的立場を併せ持っていた足利將軍家から、本所領押領主体を被官に多く持つ細川京兆家へと変化した。⁽⁵⁾ 具体例をみてみよう。

吉田二品兼俱卿送状、撰津丹波両国寺社本所領、細河右京大夫被申請、就之夜前太閤近衛殿・相国一条殿・左府等政長公、都護禪門甘露并祇候之、有御談合之儀、今明之間、可被立 勅使於 室町殿・細河京兆・伊勢守等云々、言語道断之事共也云々、⁽⁶⁾

明応の政変のほとぼりも冷めない頃、細川政元が「摂津国丹波両国寺社本所領」に関する何らかを「申請」するということがあった。⁽¹⁴⁾そこで近衛政家、一条冬良、花山院政長、甘露寺親長などが対応策を協議することとなり、まずは勅使を足利義澄、細川政元、伊勢貞宗に派遣する運びとなった。摂津や丹波の本所領をめぐり近衛政家は細川政元と対峙せざるをえなくなっていた。

当時は摂関家といえども、畿内近郊にわずかな所領を維持するのが精一杯となっていたが、畿内近郊の少なからざる部分は細川家の管国に相当していた。ゆえに、京兆家などとの丁々発止が、当時の摂関家の命運を握っていた。

伝聞、一条相国之家領摂津国福原庄代官職之事、於冷泉黃門懇望、乍去多年令直務之条、相国無承引之处、右京兆口入申、剩源大夫雖被令人魂、猶無承引之故、以使者被責了、猶無承引者、押而可入人之由結構、称濫吹之令然故也、然則桃花之仰有、可被断絶一流之由云々、未曾有也。⁽¹⁵⁾

右の事例では、一条家所領の福原庄の代官職に冷泉政為を任ずるよう細川政元が口入している。冬良は抵抗するも、政元の実力行使示唆を前に、「可被断絶一流」との危機を募らせている。細川氏は公家所領の様々な場面で立ちはだかっていた。

ただし、そのことは、逆に言えば、細川氏さえ説得できれば、所領の維持が当面は可能になるということでもあった。そのような情勢下、近衛家が巧みに細川被官を取り込んでいく様子については湯川敏治氏が明らかにしたとおりである。⁽¹⁶⁾政家は所領確保のために細川氏との関係を深め、一定度の成果を収めていたものと想定されよう。政家は所領確保のために武家と喧々囂々の折衝を繰り返していたが、どうやら、その中で細川京兆家との愛憎相半ばす

る関係も形成していたようである。

ここで「愛憎相半ば」と表現したのは、「愛」の部分に対する視点を喚起するためである。もともと近衛家をはじめとする公家衆は、足利將軍家からの「武家助成」を主な収入源としていた。例えば、文明一二年に除目の執筆となった政家は前日に任関白奏慶を遂げたが、事後になって「助成之礼」のため義政と義尚を訪ねている。¹⁷ 類例を掲げよう。

今夜関白奏慶云々、就余先途事遅々迷惑之由、以右大弁宰相歎申間、為武家被責伏云々、武家助成三千疋云々、¹⁸

右の史料では政家が「先途遅々」に困惑している。このとき政家は関白就任が決定していたが、現任の九条政基が「拝賀を遂げるまでは」として辞表を提出していなかったのである。そこで政家は將軍家に頼りながら九条家に圧力をかけ、ようやく政基は退任の前提となる任関白拝賀を遂げることとなったが、その際、武家助成として三千疋が下賜されている。足利義政は、ライバルを退任させるための費用までも政家に援助していたのである。

有習礼、晩景長泰上洛、就左大将拝賀之儀御助成事以結城越後守政胤申入処、万疋分可有助成云々、但国役以下一向無沙汰之間、先五千疋分可給之云々、喜悅無比類者也、¹⁹

右は、政家は子息尚通の「左大将拝賀之儀御助成」に関する内容である。ここで政家は結城政胤を通じて武家に助成を依頼したところ、一万疋との返答を得て、当座として五千疋を給与されている。尚通の昇進儀礼においても

政家は武家助成を引き出すことに成功している。

重要なのは、このような武家助成が明応政変以後も途切れなかった点である。明応三年に近衛尚通は関白となり奏慶を遂げた。その際にも、少なくとも二千疋の武家助成が届けられている。⁵⁰⁾

政変以後、実質的に「武家助成」の可否は細川政元の判断に委ねられていたと思われるので、これは近衛家と細川家の日常的な関係性を背景としてるのであろう。前章の後半で、近衛家と細川家の関係性を示唆する史料として、近衛政家息の尚通が政元から聖護院に呼び出されるという事例を取り上げた。実は、その史料には続きがある。ここで掲げよう。

自武家給御太刀、御馬、是就右府拜賀之儀任先規御助成事申入訖、当時惣用依不事行、如形給馬・太刀、葉室黄門申沙汰也、去四五月比披露処、御領状之由有書状、其後無音間近日申驚了、令忘却于今遅々云々、⁵¹⁾

この日、尚通は政元のもとへと馳せ参じたついでに、任右大将拜賀の助成を申し入れているのである。そもそも尚通が政元の招集に応じたのは、助成申入という目的があったからのことであつただろう。幕府の実権が京兆家に移行してからの交渉相手は細川政元になっており、所領支配などを通じて京兆家と愛憎相半ばする関係を構築していたことが、ここで近衛家にとって有利に作用したのである。近衛政家は所領維持のために將軍家のみならず細川家とも対峙しており、その過程で形成された人的関係により、幕府の実権が京兆家に移った後でも武家助成を維持できたのである。

ここまで本章では、近衛家が足利將軍家との関係はもちろん、京兆家とも関係構築に成功していたこと、それゆ

え幕府内の実権移行に影響されず武家助成が維持されていたことを論じた。近衛家が拝賀など種々の昇進儀礼を滞りなく遂げることができるとともに在京も可能になっていたのは、以上の背景によるものであったといえるだろう。そして、そのようにして経済力が維持されたことにより、近衛家は朝廷内における地位（天皇家との関係を含む）を押し上げることに成功したのである。

おわりに

これまで別稿にて筆者は、近衛家だけでなく、二条家及びその他の五摂家についても言及してきた。⁵³そこで明らかになったのは、近衛家以外の四家は、軒並み停滞を余儀なくされていたということである。停滞の要因については、一条家においては経済力（所領支配）の問題が多かったと思われる。二条家については、経済力に加えて時代の変化の荒波にもまれ、さらには度重なる当主の早世という不幸が追い打ちをかけた。鷹司家については当主の力量も相まって、いわば論外状態であったし、九条家も当主のトラブルなどによる在国の多さが順調な廷臣生活を阻害していた。

それに対し、むしろ戦国期に至り政治的立場を強めていったのが近衛家であった。それを可能にしたのは、一にも二にも経済力であろう。そして、その経済力を保障したのは、特に細川京兆家を中心としたネットワークの構築にあった。いわば全方位外交ともいえる近衛家ネットワークには天皇家も含まれていたが、政家が後土御門天皇からの信頼を得られた理由は安定的に在京し諮問に応じ続けたことと、後土御門主権の月次御会などを実質的に請け負い続けたことにあるのだろう。付け加えるならば、諮問に応じたということは、それに必要な先例故実上の知識

があったということ、その知識は二条家や一条家との良好な関係性により補填されていた。細川京兆家（及び將軍家）との関係性により調達された経済力と、他の五摂家との関係性により調達された廷臣として求められる素養、この両輪が政家の廷臣としての活動を支えていたといえるだろう。そして、その両輪を首尾良く揃えられたところに政家の政治家としての手腕があり、そのノウハウを継承することによって、戦国期の近衛家は政局のキーマンと なっていったものと思われる。

- (1) 拙稿「室町後期の近衛家と他の摂家」〔『聖心女子大学論叢』一二九 二〇一七〕。
- (2) 拙稿「室町後期における二条家の停滞」〔『聖心女子大学論叢』一三〇 二〇一八〕。
- (3) 黒嶋敏「山伏と將軍と戦国大名」〔『中世の権力と列島』高志書院 二〇二二、初出二〇〇四〕。
- (4) 湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』〔続群書類従完成会 二〇〇五〕。
- (5) 『後法興院記』文正元年九月二一日条。
- (6) 『後法興院記』文明一四年三月五日条。
- (7) 『親長卿記』文明一二年一月一三日条。
- (8) 『親長卿記』長享二年四月一四日条。
- (9) 拙稿前掲注(1)論文で指摘したところだが、鷹司政平には人格的・能力的に大きな問題があり、勅問に対して不適切な返答をする危険性があった。それゆえ賢房は躊躇したのであろう。相談を受けた親長が「鷹司などには勅問しなくともよい」と一刀

両断にしている点も興味深い。

- (10) 「頭弁宣秀朝臣来門下、対面、仰云、元日白馬等節会被略之、踏歌一節会可被遂行之条如何、時元宿禰勘例(略)予云、触穢至今日、申詞明日可注進之由返答、頭弁云、為急事、只今可注給云々、卒爾之儀雖不及愚案書遣了、大相国、関白、左府、予、勸修寺前大納言等、可申之由、有仰云々」〔親長卿記〕明応五年正月一〇日条。
- (11) 『親長卿記』明応六年二月二八日条。
- (12) 『実隆公記』文龜三年一二月四日条。
- (13) 『宣胤卿記』文明一二年正月一〇日条。
- (14) 「去比余昇進事可被申沙汰之由、仰遣広橋中納言許之処、更以不可有等閑、聽可奏聞之由返答了」〔後法興院記〕文正元年二月一三日条。
- (15) 『十輪院内府記』長享元年二月一八日条。
- (16) 『十輪院内府記』の長享元年二月二一日条。
- (17) 『御湯殿の上日記』文明一八年七月二九日条。
- (18) 「鹿苑院以来武家代々大将拜賀次第散状等一昨日藤中納言令約束、今日給之、可写留也」〔後法興院記〕文明一八年六月一四日条。
- (19) 拙稿前掲注(2)論文。
- (20) 例えば、『後法興院記』永正二年正月一〇日条など。
- (21) 『後法興院記』文明一四年四月一六日条。
- (22) 『後法興院記』延徳三年七月一六日条。
- (23) 『後法興院記』延徳三年二月一三日条。

- (24) このとき、鷹司政平が左大臣で、右大臣の近衛政家より上首であった。
- (25) 『親長卿記』 文明一〇年（一四七八） 正月九日条。
- (26) 桃崎有一郎「中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて」（『史学』七六の一 二〇〇七）。
- (27) 『実隆公記』 明応五年二月三日条には「抑陽明准后宣下事所望、永和度後普光園撰政元日節会以前宣下云々、彼例被注進之、勅答、彼家近代中絶也、其代々事可被勘申之由云々、勅修寺黄門自禁裏退出之次内々相尋之間、系図引勘之処、猪熊閔白家実准后之後中絶歟、所詮自本家被勘申之条至要之由返答了」とある。政家は准后宣下にあたって、二条良基の先例を注進したが、それに対し後土御門天皇は、近衛家の准后宣下が途絶えていることを問題視した。そこで先例を調べてみると、確かに近衛家では嘉禎四年（一一三八）に准后宣下された家実の代まで事例が中絶していた。そのような先例状況のもと、それでも准后宣下を主張したところに、近衛政家の強い意欲が伝わってくる。
- (28) 『後法興院記』 明応六年正月三日条。
- (29) これに関し『実隆公記』の明応六年正月三日条には「陽明事ハさのみ無零落事候」と記されている。
- (30) 「明日節会以前可有准后宣下也、雖為公事次諸司公人申子細間貳百三十疋分今日令下行」（『後法興院記』 明応五年正月二五日条）。
- (31) 「准后宣下上卿中山中納言、弁頭弁守光朝臣、樽代」二百疋遣中山黄門許、依内弁參勤事也」（『後法興院記』 明応五年正月二六日条）。
- (32) 後土御門天皇の文芸への積極性については、雅楽についても指摘がある（坂本麻美子「応仁の乱後の天皇家の雅楽」『桐朋学園大学研究紀要』二〇 一九九四）。
- (33) 後土御門天皇期における和歌会の実態については、小森崇弘『戦国期禁裏と公家社会の文化史』後土御門天皇期を中心に」（小森崇弘君著書刊行委員会 二〇一一）。
- (34) 『十輪院内府記』 文明一七年二月七日、五月七日条、七月二日条、十一月二日条など。

- (35) 例えば文明一三年七月の、参内しての和漢にて近衛政家が頭役をつとめ、三〇〇疋を負担している（□□下条四過ニ参内、九以前二御■和漢ハシマ□也、今日頭閤白殿、御頭ニツイテ御発句被申間、則御沙汰也、(略)一、頭役三百疋被出云々、御ユツケニ御サカ月ソウテ参也、御前御ハイセン侍從中納言、御シヤウハンシヨウシヤウ・中院一位計也、一位サンハウ也」『言国卿記』文明一三年七月二日条。
- (36) 『宣胤卿記』文明一三年七月二日条。
- (37) 『親長卿記』文明一三年九月八日条。
- (38) 本文引用史料のニュアンスを勘案すると、政家が辞退しようとしたのは、経済的な負担が理由ではなく、特定の人物に頭役が集中することで月次の会が持つ平等性が損なわれることを危惧したからかもしれない。
- (39) 『親長卿記』長享元年三月一三日条。
- (40) 『後法興院記』応仁二年五月二〇日条。
- (41) 『後法興院記』応仁二年六月〇二日条。
- (42) 公家を介した折衝が有効なのは、嘆願先が足利將軍家の場合のみであつただろう。朝廷における先例故実や(廷臣や天皇を含む総体としての)公家社会そのものに価値を置いていたのは、武家社会における自家の超越性を確保するためにそれを活用した足利將軍家に限られていたと思われるからである(拙著『室町時代の將軍家と天皇家』勉誠出版 二〇一五)。
- (43) 『晴富宿禰記』明応二年七月一八日条。
- (44) 『親長卿記』前日条には「細川知行丹波摂津国寺社本所領等、可没所之由張行」とある。
- (45) 『後慈眼院殿御記』明応三年八月二四日条。
- (46) 湯川前掲注(4) 著書、二三二頁。

- (47) 「除目入眼也、是日余直衣始也、(略) 今日出仕以前参武家両所、各有対面、余拝賀并助成之礼也」〔後法興院記〕文明一二年三月二十九日条。
- (48) 『後法興院記』文明二年一月二十五日。
- (49) 『後法興院記』長享二年八月二〇日条。
- (50) 「今夜闕白奏慶(略) 武家助成内貳千疋到来」〔後法興院記〕明応三年正月一日条。
- (51) 『後法興院記』延徳三年七月一六日条。
- (52) 実際には、明応の政変を契機とするというよりも、近江出陣で義材が今日を留守にするようになって以降、武家助成に関する交渉相手は細川政元となっていたのであろう。
- (53) 拙稿前掲注(2) 論文。

